

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 渋川市小野上デイサービスセンター指定地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所事業運営規程

(令和5年10月27日制定)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が運営する渋川市小野上デイサービスセンター（以下「センター」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで事業の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態、要支援状態等にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、事業を利用する者（以下「利用者」という。）の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健、医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(センターの名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 渋川市小野上デイサービスセンター
- (2) 所在地 渋川市小野子9番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（生活相談員と兼務）
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2人以上（管理者又は介護職員と兼務）
生活相談員は、地域密着型通所介護計画の作成、利用の申込みに係る調整を行うとともに、自らも事業の提供に当たる。
- (3) 看護職員 1人以上（機能訓練指導員と兼務）
看護職員は、利用者の健康管理及び日常生活上の介護等に当たる。
- (4) 介護職員 3人以上
介護職員は、事業の提供に当たる。

- (5) 機能訓練指導員 1人以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時45分から午後4時15分（6時間30分）までとする。

（利用定員）

第6条 利用定員は18人とする。

（事業の内容）

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 日常動作訓練
- (3) 介護サービス
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 給食サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は渋川市が定める額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割から4割までの額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用として、1日につき600円
- (2) その他事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当であると認められるものについては、その実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

（事業の実施地域）

第9条 事業の実施地域は、渋川市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症及びその疑似病をいう。）を有した場合は、医師の全治の診断がなされるまで利用しないこと。
- (3) センターに飲食物を持ち込み飲食をしないこと。また、センターで提供された飲食物は持ち帰りしないこと。
- (4) 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（緊急時における対応方法）

第11条 従業者は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、年2回以上避難及び救出その他必要な訓練を行う。

（苦情処理）

第13条 センターは、利用者からの苦情、相談等の対応窓口を設置してその責任者及び連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行うものとする。

- 2 センターは、利用者が苦情の申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをしない。

（事故発生時の対応）

第14条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

- 2 センターは、事故が発生した場合、その原因を解明し防止策を講じて事故の再発防止に努めるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき損害が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、センターの責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

（秘密保持）

第15条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させ

るため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記するものとする。

- 3 本会は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

(研修)

第16条 センターは、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 センターは、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者及びその他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 センターは、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催（テレビ電話装置等を活用しての開催を含む。）及び、その検討結果を従業者へ周知徹底
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 センターは、事業の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第18条 センターは、事業の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 センターは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様、時間、心身の状況及び緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

- 3 センターは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を年1回以上開催（テレビ電話装置等を活用しての開催を含む。）及び、その検討結果を従業者へ周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第19条 センターは、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第20条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（運営推進会議）

第21条 事業所は適正な運営の確保とサービスの質の向上を図るために運営推進会議を設置する

- 2 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、渋川市職員又は事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有する者等とする。
- 3 運営推進会議の開催は、おおむね6月に1回以上とする。

（委任）

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会渋川市小野上デイサービスセンター指定通所介護事業運営規程及び社会福祉法人渋川市社会福祉協議会介護保険法に基づく渋川市小野上デイサービスセンター介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号通所事業運営規程は、廃止する。

